平成２３年（フ）第５３４号
滋賀県湖南市菩提寺1240番地７
債務者　清水　貴子
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５３号
滋賀県甲賀市水口町梅が丘５番２号
債務者　金場　則子
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第５５９号
大津市比叡平１丁目39番２号
債務者　竹田理恵子
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２２号
大津市三大寺６番Ｃ―108号
債務者　新井　孝子
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第２７号
滋賀県高島市マキノ町中庄768番地４
債務者　伊吹　和代
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第３０号
大津市丸の内町８番９号
債務者　石田　勝士
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１９８号
鳥取県鳥取市桜谷65番地１　寿ハイツ２―Ｅ号
債務者　濱田ルリ子
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２０５号
鳥取県鳥取市立川町２丁目202番地
債務者　妹尾　有紀（旧姓大川）
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１１０７号
広島市安佐北区安佐町大字鈴張1882番地１
債務者　宮本　勝行
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２４９号
広島市佐伯区美鈴が丘南４丁目５番21号
債務者　守本　真之
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１１号
広島県東広島市安芸津町風早1266番地２
債務者　海田登志子
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７号
広島市中区舟入本町５番６―201号　ステイタスオブ舟入17
債務者　浅本　英司
１　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３９６号
福岡県小郡市小郡68番地24
債務者　世利　将人
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２３年（フ）第４１３号
福岡県小郡市寺福童871番地７　３―302号室、前住所福岡県小郡市小郡1055番地16
債務者　宮本　レイ
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１号
福岡県久留米市東合川新町１番５―20号
債務者　藤本　孝博
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第２号
福岡県久留米市東合川新町１番５―20号
債務者　藤本恵美子
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第４号
福岡県久留米市国分町1106番地26
債務者　豊福スミ江
１　決定年月日時　平成24年２月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第１号
宮崎県西諸県郡高原町大字広原4241番地
債務者　永山　芳和
１　決定年月日時　平成24年２月２日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年４月２日まで
宮崎地方裁判所都城支部